

# 令和7年度版 個人タクシー実務必携

## 旅客自動車運送事業運輸規則法

### 資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

## ○旅客自動車運送事業運輸規則 [抄]

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この省令は、【旅客自動車】運送事業の【適正な運営】を【確保】することにより、【輸送の安全】及び【旅客の利便】を図ることを【目的】とする。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0010

(一般準則)

第2条 【旅客自動車】運送事業者（【旅客自動車】運送事業を【経営】する者をいう。以下同じ。）は、【安全】、【確実】かつ【迅速】に運輸を【遂行】するように努めなければならない。

2 【旅客自動車】運送事業者は、【旅客】又は【公衆】に対して、【公平】かつ【懇切】な【取扱い】をしなければならない。

3 【旅客自動車】運送事業者は、【従業員】に対し、【輸送の安全】及び【旅客の利便】を【確保】するため【誠実】に職務を【遂行】するように【指導監督】するとともに、当該【指導監督】を【効果的】かつ適切に行うため、【必要な措置】を講じなければならない。

4 【旅客自動車】運送事業者の【従業員】は、その職務に従事する場合は、【輸送の安全】及び【旅客の利便】を確保することに努めなければならない。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0020

(輸送の安全)

第2条の2 【旅客自動車】運送事業者は、【経営】の責任者の【責務】を定めることその他の【国土交通大臣】が【告示】で定める【措置】を講ずることにより、絶えず輸送の【安全性の向上】に努めなければならない。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0030

(苦情処理)

第3条 【旅客自動車】運送事業者は、【旅客】に対する【取扱い】その他【運輸】に関して【苦情】を申し出た者に対して、【遅滞なく】、【弁明】しなければならない。ただし、【氏名】及び【住所】を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 【旅客自動車】運送事業者は、前項の【苦情】の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を【営業所】ごとに【記録】し、かつ、その記録を整理して【1年間保存】しなければならない。

一 【苦情の内容】

- 二 【原因究明】の【結果】
- 三 【苦情】に対する【弁明】の【内容】
- 四 【改善措置】
- 五 【苦情処理】を【担当した者】

## 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0040

### 第2章 事業者

(運賃及び料金等の実施等)

第4条 【一般旅客】自動車運送事業者は、【運賃及び料金】並びに【運送約款】を【公示】した後でなければ、これを【実施】してはならない。

2 前項の規定による公示は、【営業所】において公衆に見やすいように掲示するとともに、一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者に常時使用する従業員の数が20人以下である場合

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二 一般貸切旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業者に常時使用する従業員の数が20人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

三 一般乗用旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業者に常時使用する従業員の数が20人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

3 【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、【地方運輸局長】が定めるところにより、【事業用自動車】(運送の引受けが【営業所】のみにおいて行われるものを除く。)に【運賃及び料金】に関する【事項】を【公衆】及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。

4 【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、【運賃又は料金】が【対時間制】による場合を除き、【地方運輸局長】が定めるところにより、【運賃及び料金】の【額】を【事業用自動車内】において事業用自動車を利用する【旅客】に【見やすいように表示】しなければならない。

## 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0050

(事業の休止及び廃止等の公示)

第7条 法第15条の2第6項(法第38条第3項において準用する場合を含む。)及び法第38条第4項の規定により【公示】をするときは、【緊急やむを得ない理由】がある場合を除くほか、【休止】し、又は【廃止】しようとする日の少なくとも【7日前】までにこれをしなければならない。

2 【一般旅客自動車】運送事業者は、【営業区域】の【休止】又は【廃止】に係る【事業計画】の【変更】をしようとするときは、【緊急やむを得ない場合】を除くほか、【休止】し、又は【廃止】しようとする日の少なくとも【7日前】にその旨を公示しなければならない。

3 前2項の規定による公示は、【営業所】その他の【事業所】において【公衆】に【見やすいように掲示】するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ 一般乗合旅客自動車運送事業者に常時使用する従業員の数が20人以下である場合

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二 一般貸切旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般貸切旅客自動車運送事業者に常時使用する従業員の数が20人以下である場合

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

三 一般乗用旅客自動車運送事業者次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ 一般乗用旅客自動車運送事業者に常時使用する従業員の数が20人以下である場合

ロ 一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0060

(領収証)

第10条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。

2 【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、【運賃又は料金】を【収受】した場合であって【旅客】の求めがあったときは、【収受】した【運賃又は料金】の【額】を記載した【領収証】を発行しなければならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0070

(運送の引受け及び継続の拒絶)

第 13 条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の【運送の引受け】又は【継続】を【拒絶】することができる。

一 第 15 条の 2 第 7 項又は第 49 条第 4 項の規定による【制止】又は【指示】に従わない者

二 第 52 条各号に掲げる【物品】(同条ただし書の規定によるものを除く。)を【携帯】している者

三 【泥酔した者】又は【不潔な服装】をした者等であって、【他の旅客】の【迷惑】となるおそれのある者

四 【付添人】を伴わない【重病者】

五 【感染症】の予防及び【感染症】の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類【感染症】、二類【感染症】、【新型インフルエンザ】等【感染症】若しくは【指定感染症】(同法第 44 条の 9 の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。)の患者(同法第 8 条(同法第 44 条の 9 において準用する場合を含む。)の規定により一類【感染症】、二類【感染症】、【新型インフルエンザ】等【感染症】又は【指定感染症】の患者とみなされる者を含む。)又は【新感染症】の【所見】がある者

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0080

(危険物等の輸送制限)

第 14 条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第 52 条各号に掲げる物品(同条ただし書の規定によるものを除く。)を旅客の運送に付随して運送してはならない。

2 旅客自動車運送事業者は、第 52 条各号に掲げる物品(同条ただし書の規定によるものを除く。)を旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0090

(事故の場合の処置)

第 18 条 【旅客自動車】運送事業者は、【事業用自動車】の【運行】を【中断】したときは、当該自動車に乗車している【旅客】のために、次の各号に掲げる事項に関して【適切な処置】をしなければならない。

一 旅客の【運送を継続】すること。

二 旅客を【出発地まで送還】すること。

三 前各号に掲げるもののほか、【旅客を保護】すること。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、前項の場合において、事業用自動車に旅客の運送に付随して運送する貨物を積載しているときは、当該貨物につき、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- 一 貨物の運送を継続すること。
- 二 貨物を発送地まで送還すること。
- 三 滅失し、きそんし、又は損害を受けないように貨物を保管すること。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0100

(事故による死傷者に関する処置)

第 19 条 【旅客自動車】運送事業者は、【天災】その他の【事故】により、【旅客】が【死亡】し、又は【負傷】したときは、次の各号に掲げる事項を【実施】しなければならない。

- 一 【死傷者】のあるときは、すみやかに【応急手当】その他の【必要な措置】を講ずること。
- 二 【死者又は重傷者】のあるときは、【すみやかに】、その旨を【家族】に【通知】すること。
- 三 【遺留品】を【保管】すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、【死傷者】を【保護】すること。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0110

(損害を賠償するための措置)

第 19 条の 2 旅客自動車運送事業者は、【事業用自動車】の【運行】により生じた【旅客】その他の者の【生命】、【身体】又は【財産】の【損害】を【賠償】するための【措置】であって、【国土交通大臣】が【告示】で定める【基準】に【適合】するものを講じておかなければならない。

#### 音声 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0120

(異常気象時等における措置)

第 20 条 旅客自動車運送事業者は、【天災】その他の理由により【輸送の安全】の【確保】に【支障】が生ずるおそれがあるときは、【事業用自動車】の【乗務員等】に対する【必要な指示】その他【輸送の安全】のための【措置】を講じなければならない。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0130

(過労防止等)

第 21 条 【旅客自動車】運送事業者は、【過労の防止】を十分考慮して、【国土交通大臣】が【告示】で定める基準に従って、【事業用自動車】の運転者の【勤務時間】及び【乗務時間】を定め、当該運転者にこれらを【遵守】させなければならない。

- 2 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が有効に利用することができるように、【営業所】、【自動車車庫】その他営業所又は自動車車庫付近の【適切な場所】に、【休憩】に必要な【施設】を【整備】し、及び【乗務員等】に【睡眠】を与える必要がある場合又は【乗務員等】

が勤務時間中に【仮眠】する機会がある場合は、【睡眠】又は【仮眠】に【必要な施設】を【整備】し、並びにこれらの施設を適切に【管理】し、及び【保守】しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、運転者に第1項の告示で定める基準による1日の勤務時間中に当該運転者の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該運転者が有効に利用することができるように、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

4 旅客自動車運送事業者は、【酒気を帯びた】状態にある乗務員等を【事業用自動車】の【運行の業務に従事】させてはならない。

5 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の【健康状態】の【把握】に努め、【疾病】、【疲労】、【睡眠不足その他の理由】により【安全に運行】の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある【乗務員等】を【事業用自動車】の【運行の業務に従事】させてはならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

7 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0140

(運行に関する状況の把握のための体制の整備)

第21条の2 【旅客自動車運送事業者】は、第20条、前条第7項その他の【輸送の安全】に関する【規定】に基づく【措置】を【適切】に講ずることができるよう、【事業用自動車】の【運行】に関する【状況】を【適切】に【把握】するための体制を【整備】しなければならない。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0150

(乗務距離の最高限度等)

第22条 交通の状況を考慮して【地方運輸局長】が指定する【地域内】(以下この条、次条及び第50条第8項において「指定地域」という。)に【営業所】を有する【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、次項の規定により【地方運輸局長】が定める【乗務距離】の【最高限度】を超えて当該【営業所】に属する【運転者】を【事業用自動車】に【乗務】させてはならない。

2 前項の【乗務距離】の【最高限度】は、当該指定地域における【道路】及び【交通】の【状況】並びに【輸送の状態】に応じ、当該営業所に属する【事業用自動車】の【運行の安全】を【阻害】するおそれのないよう、【地方運輸局長】が定めるものとする。

3 【地方運輸局長】は、【指定地域の指定】をし、及び前項の【乗務距離】の【最高限度】を定めたときは、【遅滞なく】、その旨を【公示】しなければならない。

### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0160

(点呼等)

第 24 条 【旅客自動車】運送事業者は、【業務に従事】しようとする運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して【対面】により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は、電話その他の方法。次項において同じ。）により【点呼】を行い、次に掲げる事項について【報告】を求め、及び【確認】を行い、並びに【事業用自動車】の【運行の安全】を【確保】するために【必要な指示】を与えなければならない。

一 【道路運送車両法】（昭和 26 年法律第 185 号）第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による【点検】の【実施】又はその【確認】

二 運転者に対しては、【酒気帯びの有無】

三 運転者に対しては、【疾病】、【疲労】、【睡眠不足その他の理由】により【安全な運転】をすることができないおそれの有無

四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第 41 条第 1 項第 20 号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認

2 【旅客自動車】運送事業者は、【事業用自動車】の【運行の業務】を【終了】した運転者等に対して【対面】により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により【点呼】を行い、当該業務に係る【事業用自動車】、【道路】及び【運行の状況】について【報告】を求め、かつ、運転者に対しては【酒気帯びの有無】について【確認】を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあっては、当該運転者等が交替した運転者等に対して行った第 15 条の 2 第 8 項第 10 号又は第 50 条第 1 項第 8 号の規定による通告についても報告を求めなければならない。

3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に従事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあっては、電話その他の方法）により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- 一 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- 二 運転者に対しては、【疾病】、【疲労】、【睡眠不足その他の理由】により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 4 旅客自動車運送事業者は、【アルコール検知器】(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)を営業所ごとに備え、【常時有効】に【保持】するとともに、第1項及び第2項の規定により【酒気帯びの有無】について確認を行う場合には、運転者の【状態】を【目視等】で【確認】するほか、当該運転者の属する営業所に備えられた【アルコール検知器】を用いて行わなければならない。
- 5 旅客自動車運送事業者は、第1項から第3項までの規定により【点呼】を行い、【報告】を求め、【確認】を行い、及び【指示】をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、【報告】、【確認】及び【指示】の内容並びに次に掲げる事項を【記録】し、かつ、その【記録】を【1年間】(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、その内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第26条第1項において同じ。)を3年間)保存しなければならない。
  - 一 【点呼】を行った者及び【点呼】を受けた【運転者等の氏名】
  - 二 【点呼】を受けた運転者等が【従事する運行】の業務に係る【事業用自動車】の【自動車登録番号】その他の当該【事業用自動車】を【識別】できる【表示】
  - 三 【点呼】の【日時】
  - 四 【点呼】の【方法】
  - 五 その他必要な事項

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0170

(業務記録)

- 第25条 【一般乗合旅客】自動車運送事業者及び【特定旅客】自動車運送事業者は、【運転者等】が【事業用自動車】の【運行の業務に従事】したときは、次に掲げる事項を運転者等ごとに【記録】させ、かつ、その【記録】を【1年間保存】しなければならない。
- 一 【運転者等の氏名】
  - 二 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号等当該自動車を識別できる記号、番号その他の表示
  - 三 業務の【開始及び終了】の【地点及び日時】並びに主な【経過地点】及び【業務に従事】した【距離】
  - 四 【業務を交替】した場合は、その【地点及び日時】
  - 五 【休憩】又は【仮眠】をした場合は、その【地点】及び【日時】
  - 六 第21条第3項の睡眠に【必要な施設】で睡眠をした場合は、当該【施設】の【名称】及び【位置】

七 道路交通法第 67 条第 2 項に規定する【交通事故】若しくは【自動車事故報告規則】(昭和 26 年運輸省令第 104 号) 第 2 条に規定する事故(第 26 条の 2 及び第 37 条第 1 項において「事故」という。)又は【著しい運行の遅延】その他の【異常な状態】が発生した場合にあっては、その【概要】及び【原因】

八 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車(乗車定員 11 人以上のものに限る。)に車掌が乗務した場合は、その車掌名

九 前号の場合において、車掌がその業務を交替した場合は、交替した車掌ごとにその地点及び日時

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を 3 年間保存しなければならない。

3 【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、運転者等が【事業用自動車】の【運行の業務】に従事したときは、第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項のほか、【旅客】が【乗車】した【区間】並びに運行の業務に従事した【事業用自動車】の【走行距離計】に表示されている業務の【開始時】及び【終了時】における【走行距離】の【積算キロ】数を運転者等ごとに【記録】させ、かつ、その【記録】を【事業用自動車】ごとに【整理】して【1 年間保存】しなければならない。

4 旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては、事業用自動車について長期間にわたり業務の交替がない場合に限る。)は、前 3 項の規定により記録すべき事項の一部について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準第 48 条の 2 第 2 項の規定に適合し、又はこれと同等の性能を有すると認められる運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において当該旅客自動車運送事業者は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに当該運行記録計による記録に付記させ、かつ、その付記に係る記録を 1 年間(一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては、事業用自動車ごとに整理して 1 年間)保存しなければならない。

音声 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0180

(運行記録計による記録)

第 26 条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合(路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあっては起点から終点までの距離が 100 キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあってはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。)は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計(一般貸切旅客自動車運送事業者にあっては、電磁的方法により記録することができるものとして国土交通大

臣が告示で定めるものに限る。ただし、自動車の構造上の理由により当該告示で定める運行記録計を備えることが困難な場合は、この限りでない。)により記録し、かつ、その記録を1年間(一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、その内容を記載した電磁的記録を3年間)保存しなければならない。

2 事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域(以下この項及び次項において「指定地域」という。)内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者(当該許可を受ける個人のみが自動車を運行することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(以下「個人タクシー事業者」という。)を除く。)は、指定地域の指定があつた日から1年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合(事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。)は、当該自動車の【瞬間速度】、【運行距離】及び【運行時間】を【運行記録計】により記録し、かつ、その記録を【運転者等】ごとに整理して【1年間保存】しなければならない。

3 地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の日を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0190

(事故の記録)

第26条の2 【旅客自動車】運送事業者は、【事業用自動車】に係る【事故】が発生した場合には、次に掲げる事項を【記録】し、その【記録】を当該【事業用自動車】の運行を【管理】する【営業所】において【3年間】保存しなければならない。

一 【乗務員等の氏名】

二 【事業用自動車】の【自動車登録番号】その他の当該【事業用自動車】を【識別】できる【表示】

三 【事故】の【発生日時】

四 【事故】の【発生場所】

五 【事故】の【当事者】(【乗務員等】を除く。)の【氏名】

六 【事故】の【概要】(【損害の程度】を含む。)

七 【事故】の【原因】

八 【再発防止対策】

### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0200

(地図の備付け)

第29条 【一般乗用旅客】自動車運送事業者は、【事業用自動車】(次項の規定の適用を受けるものを除く。)に少なくとも【営業区域内】の次の各号に掲げる事項が【明示】された

【地図】であって【地方運輸局長】の【指定】する【規格】に【適合】するものを備えておかなければならない。

一 【道路】

二 【地名】

三 【著名】な【建造物】、【公園】、【名所】及び【旧跡】並びに【鉄道の駅】

四 その他【地方運輸局長】が【指定】する事項

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、【タクシー業務適正化特別措置法】（昭和45年法律第75号）第2条第5項の【指定地域内の営業所】に配置する【事業用自動車】（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる【機能を有する機器】を備えておかなければならない。

一 【電子地図】（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規格に適合するものに限る。）をいう。次号において同じ。）を【当該機器】の映像面に表示する機能

二 当該【事業用自動車】の【位置情報】を【常時】かつ【即時】に【受信】し、【当該位置情報】を当該機器の【映像面】に表示された【電子地図】に表示する機能

三 当該事業用自動車の【運転者】に対して【目的地】までの【効率的】な【経路】を適時に【案内】する機能

※ 経過措置により、省令の施行日（令和6年2月29日）から起算して5年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0210

（乗務員等台帳及び乗務員証）

第37条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第1号から第10号までに掲げる事項を記載し、かつ、第11号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備え置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

三 運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 運転者に対しては、道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（第3項において「免許情報記録」という。）の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

六 運転者の運転の経歴

七 事故を引き起こした場合は、その概要

八 運転者に対しては、道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要

九 運転者等の健康状態

十 運転者に対しては、次条第 2 項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十一 乗務員等台帳の作成前 6 月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の写真（一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等については、縦 3.0 センチメートル以上、横 2.4 センチメートル以上の大きさの写真）

2 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の【乗務員等台帳】に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを【3 年間保存】しなければならない。

3 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 13 条の規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第 1 項第 11 号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式の乗務員証を携行させなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

三 運転者の氏名

四 運転免許証又は免許情報記録の有効期限

4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該運転者に係る前項の【乗務員証】に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを【1 年間保存】しなければならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0220

（従業員に対する指導監督）

第 38 条 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な【指導監督】をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において【3 年間保存】しなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める【適性診断】であって第 41 条の 2 及び第 41 条の 3 の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 5 条第 2

号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者

二 運転者として新たに雇い入れた者

三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者

四 高齢者（65才以上の者をいう。）

3 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記載し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（乗車定員11人以上のものに限る。）の車掌に対し、第49条及び第51条に規定する事項について適切な指導監督を怠ってはならない。

5 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員等に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

6 **【旅客自動車】**運送事業者は、**【従業員】**に対し、**【効果的】**かつ**【適切】**に**【指導監督】**を行うため、**【輸送の安全】**に関する基本的な**【方針】**の策定その他の**【国土交通大臣】**が**【告示】**で定める**【措置】**を講じなければならない。

音声 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0230

（事業用自動車内の表示）

第42条 **【旅客自動車運送事業者】**は、**【事業用自動車内】**に、当該事業者の**【氏名】**又は**【名称】**及び当該自動車の**【自動車登録番号】**を**【旅客】**に見やすいように**【表示】**しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第52条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第53条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように表示しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

※ 附則により、省令施行の際（令和5年8月1日）現に旅客の運送を行うための事業の用に供している自動車については、第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0240

(応急用器具等の備付)

第 43 条 **【旅客自動車運送事業者】**は、**【事業用自動車】**に**【応急修理】**のために必要な**【器具】**及び**【部品】**を備えなければ、当該自動車を**【旅客】**の**【運送】**の用に供してはならない。ただし、**【運送の途中】**において当該自動車に**【故障】**が発生した場合に、これらの**【器具】**及び**【部品】**を**【容易に供給】**することができるとき、又は**【旅客】**の運送を**【容易に継続】**することができるときは、この限りでない。

2 **【旅客自動車運送事業者】**は、その事業用自動車が**【踏切警手】**の配置されていない**【踏切】**を通過することとなる場合は、当該自動車に**【赤色旗】**、**【赤色合図灯等】**の**【非常信号用具】**を備えなければ、**【旅客】**の**【運送】**の用に供してはならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0250

(事業用自動車の清潔保持)

第 44 条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0260

(点検整備等)

第 45 条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、**【点検整備】**、**【整備管理者】**の選任及び**【点検】**に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業用自動車の**【構造】**及び**【装置】**並びに**【運行】**する**【道路の状況】**、**【走行距離等】**の**【使用】**の条件を考慮して、**【定期】**に行う**【点検】**の**【基準】**を作成し、これに基づいて**【点検】**し、必要な**【整備】**をすること。

二 前号の**【点検】**及び**【整備】**をしたときは、道路運送車両法第 49 条の規定に準じて、**【点検】**及び**【整備】**に関する**【記録簿】**に記載し、これを**【保存】**すること。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0270

(点検施設等)

第 47 条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の**【使用の本拠】**ごとに、自動車の**【点検】**及び**【清掃】**のための**【施設】**を設けなければならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0280

(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第 47 条の 7 **【旅客自動車運送事業者】**は、**【毎事業年度】**の**【経過後 100 日以内】**に、**【輸送の安全】**に関する基本的な方針その他の**【輸送の安全】**にかかわる情報であって**【国土交通大臣】**が**【告示】**で定める事項について、**【インターネット】**の利用その他の**【適切な方法】**により**【公表】**しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、

【国土交通大臣】が【告示】で定めるところにより、【遅滞なく】、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、法第 27 条第 4 項（法第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）、法第 31 条又は第 40 条（法第 43 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0290

#### 第 4 章 乗務員

（乗務員）

第 49 条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の【乗務員】は、【事業用自動車】の【運行を中断】し、又は【旅客が死傷】したときは、当該旅客自動車運送事業者とともに、第 18 条第 1 項各号若しくは第 2 項各号又は第 19 条各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、【旅客の生命】を【保護】するための処置は、他の【処置】に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第 52 条各号に掲げる【物品】（同条ただし書の規定によるものを除く。）を【旅客】の現在する【事業用自動車内】に持ち込むこと。

二 【酒気を帯びて】乗務すること。

三 事業用自動車内で【喫煙】すること。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の乗務員は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をしてはならない。

一 運行時刻前に発車すること。

二 旅客の現在する自動車の走行中職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をする事。

4 前項の乗務員は、旅客が事業用自動車内において【法令の規定】又は【公の秩序】若しくは【善良の風俗】に反する【行為】をするときは、これを【制止】し、又は必要な事項を旅客に【指示】する等の【措置】を講ずることにより、【輸送の安全】を確保し、及び事業用自動車内の【秩序】を【維持】するように努めなければならない。

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0300

(運転者)

第 50 条 **【旅客自動車運送事業者】** の事業用自動車の **【運転者】** は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第 24 条第 1 項第 1 号の【点検】をし、又はその【確認】をすること。
  - 二 乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により当該旅客自動車運送事業者が行う**【点呼】**を受け、これらの規定による**【報告】**をすること。
  - 三 【酒気を帯びた状態】にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
  - 三の二 【疾病】、【疲労】、【睡眠不足】、【天災その他の理由】により【安全な運転】をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
  - 三の三 事業用自動車の【運行中】に【疾病】、【疲労】、【睡眠不足】、【天災】その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
  - 四 事業用自動車の運行中に当該自動車の【重大な故障】を発見し、又は【重大な事故】が発生するおそれがあると認めたとときは、【直ちに】、【運行を中止】すること。
  - 五 【坂路】において事業用自動車から離れるとき及び【安全な運行】に【支障がある箇所】を通過するときは、【旅客】を【降車】させること。
  - 六 踏切を通過するときは、【変速装置】を操作しないこと。
  - 七 事業用自動車の故障等により踏切内で【運行不能】となったときは、速やかに【旅客を誘導】して【退避】させるとともに、【列車】に対し適切な【防護措置】をとること。
  - 八 乗務を終了したときは、交替する運転者に対し、乗務中の**【事業用自動車】**、**【道路及び運行の状況】**について通告すること。この場合において、乗務する運転者は、当該事業用自動車の**【制動装置】**、**【走行装置】**その他の重要な部分の機能について点検をすること。
  - 九 第 25 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の記録（同条第 4 項の規定により、同条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により記録すべき事項を運行記録計による記録に付記する場合は、その付記による記録）を行うこと。
  - 十 運転操作に【円滑を欠く】おそれがある【服装】をしないこと。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（乗車定員 11 人以上のものに限る。）の運転者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第 15 条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車にあっては、第 2 号に掲げる事項を遵守すればよい。
- 一 発車は、車掌の合図によって行うこと。
  - 二 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。
  - 三 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。

- 四 自動車を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。
- 3 第 15 条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない。
- 4 次条第 5 号の規定は、第 15 条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者に準用する。
- 5 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第 27 条第 2 項の運行表を携行しなければならない。
- 6 **【一般乗用旅客自動車】** 運送事業者の事業用自動車の運転者は、**【食事若しくは休憩】のため運送の引受けをすることができない場合又は乗務の終了等のため【車庫若しくは営業所】に回送しようとする場合には、【回送板】を【掲出】しなければならない。**
- 7 **【一般乗用旅客自動車】** 運送事業者の事業用自動車の運転者は、**前項の場合以外の場合には、【回送板】を【掲出】してはならない。**
- 8 第 22 条第 1 項の一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者であって、指定地域内にある営業所に属する者は、同項の乗務距離の最高限度を超えて乗務してはならない。
- 9 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務中第 37 条第 3 項の乗務員証を携行し、及び乗務を終了した場合には、当該乗務員証を返還しなければならない。
- 10 一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、第 24 条第 3 項に規定する乗務の途中において、同項の規定により一般貸切旅客自動車運送事業者が行う点呼を受け、同項の規定による報告をしなければならない。
- 11 一般貸切旅客自動車運送事業者の運転者は、乗務中第 28 条の 2 の運行指示書を携行しなければならない。

#### 03 旅客自動車運送事業運輸規則 0310

### 第 5 章 旅客

#### (物品の持込制限)

第 52 条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

- 一 **【火薬類】** (火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号) の **【火薬類】** をいう。ただし、50 発以内の実包及び空包であって、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。)
- 二 **【100 グラム】を超える【玩具用煙火】**
- 三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体 (喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。)
- 四 **【100 グラム】を超える【フィルム】その他のセルロイド類** (ニトロ・セルローズを主

材とした生地製品、半製品及びくずをいう。)

五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

六 **【放射性物質】**等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条第 2 項の核燃料物質及びそれによって汚染された物をいう。）

七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

八 **【高圧ガス】**（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）

九 クロロ・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

十 **【刃物】**

十一 **【500 グラム】**を超えるマッチ

十二 **【電池】**（乾電池を除く。）

十三 **【死体】**

十四 **【動物】**（身体障害者 補助犬（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに **【愛玩用】**の小動物を除く。）

十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十六 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく**【汚損】**するおそれのあるもの

03 旅客自動車運送事業運輸規則 0320